

事務連絡
令和2年5月8日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について（その2）

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方（以下「ホームレス等」という。）に対する特別定額給付金に関する周知の協力依頼については、4月28日付け事務連絡「ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について」において、各自治体の生活困窮者自立支援制度担当部局やホームレス支援団体とも連携した周知について協力依頼したところですが、今般の新型コロナウイルス感染症対策で実施している「住居確保給付金」や「緊急小口資金・総合支援資金（生活費）」など各種支援制度についても、下記の通り、ホームレス等の生活困窮者の状況に応じて周知に御協力いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 ホームレス等の方が、住民票が消除されている場合をはじめ、特別定額給付金の支給を受けるため、市町村の窓口へ住民票の再登録の手続きに来られた際などに、今般の新型コロナウイルス感染症対策で実施している「住居確保給付金」や「緊急小口資金・総合支援資金（生活費）」など各種支援制度について、ホームレス等の方の生活困窮者の状況に応じて周知をお願いします。

周知に当たっては、特別定額給付金の窓口の手に取りやすい場所へ別添1のリーフレットを設置いただき、窓口に来られた際に、リーフレットを用いて、各種支援制度を御案内いただき、自立相談機関とも連携の上、必要に応じて、リーフレットに記載のある

自立相談支援機関を御案内いただくなどについて御協力をお願いします。

- 2 ホームレス等の方への特別定額給付金の周知のため、生活困窮者自立支援制度担当部局等とも連携して、ホームレス等の方の生活場所等を訪ねて特別定額給付金のチラシを手渡ししながらの情報提供を行う際に、必要に応じて、別添1のリーフレットの御案内を併せて行っていただくようお願いします。

なお、特別定額給付金に関するチラシについては、必要に応じて、別添2のチラシを御活用ください。

- 3 以上の取組に要する費用は、特別定額給付金の支給に要する事務費用に該当するため、全額国からの補助の対象となります。